

研究開発コンサルティング申請書兼受諾書（新規・継続）

年 月 日

九州大学 御中

申込者
住 所
法人名
代表者職名・氏名 印

九州大学研究開発コンサルティング規則に基づき、「国立大学法人九州大学研究開発コンサルティング約款」に同意の上、下記のとおり研究開発コンサルティングを申し込みます。

記

1. 題目：
2. 期間：
3. 研究開発コンサルティング担当者：
*複数の場合は代表者
4. その他：別紙のとおり

申し込みいただきました研究開発コンサルティングを受諾します。

年 月 日
福岡県福岡市西区元岡744
国立大学法人九州大学
総長 石橋 達朗 印

(別紙)

1. 題目				
2. 目的及び内容	目的			
	内容			
3. 研究開発コンサルティング担当者 (所属・職・氏名) 複数の場合は代表者に※を付す。				
4. 協力者 (所属・職・氏名)				
5. 実施場所				
6. 期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
7. 使用機器等	使用機器等の名称			
	使用機器等の設置場所			
8. 研究開発コンサルティング費 (金額は全て消費税込/年度をまたぐ場合には年度毎に記入)	(西 暦) 年度			
	区 分	内 訳	金額 (円)	
	直接経費	1) コンサルティング料 ※担当者ごとに時間と単価を記入	〇〇教授: 円 (〇〇時間×〇〇円) 〇〇准教授: 円 (〇〇時間×〇〇円)	0
		2) 人件費		0
		3) 研究旅費		0
		4) 備品費		0
		5) 消耗品費		0
		6) その他		0
直接経費合計			0	
間接経費	直接経費の30%相当額		0	
合 計	直接経費合計+間接経費		0	
納付方法	<input type="checkbox"/> 総計額一括納付 <input type="checkbox"/> 年度ごと分割納付 <input type="checkbox"/> 年度内複数回払い			
9. 研究開発コンサルティング費の支払期限	<input type="checkbox"/> 九州大学の請求書発行日から起算して30日以内(当該期限の最終日が土、日又は祝日に該当する場合はその前営業日までとする。)【九大基本ルール】 <input type="checkbox"/> 九州大学の請求書発行日から起算して()日以内			

10. 申込者の 事務連絡先	所属・職・氏名： 住所：〒 電話： E-mail：
11. その他	※文部科学省「産学連携等実施状況調査」等の統計調査に使用するため、別添を参照の上、区分をご記入ください。 1. 申請機関等区分 () 2. 業種別区分 () 3. 題目：分野別区分 () 4. 外資系企業該当の有無 該当する () 該当しない () ※どちらかに○をつけてください。
	※九州大学は、産学連携推進の実績として、 ①民間機関等名称、②題目、③本学の担当者名（所属・職名を含む）を公表します。 <input type="checkbox"/> 公表して差し支えありません。 <input type="checkbox"/> 公表に差し支えあり。(理由：)
	※国又は独立行政法人等の補助事業又は委託事業等に基づく研究開発コンサルティング <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
	補助金等の交付元 [所管省庁等]：
	事業等の名称： <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 競争的資金
	※特別試験研究費税額控除制度による税額控除申請の予定が <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
※特記すべきことがあれば記入してください。	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	

(別添)

※該当する下記項目の番号を申請書(別紙)「11. その他」欄にご記入ください。

1. 申請機関等区分	①大企業 ②大企業(福岡県内) ③中小企業 ④中小企業(福岡県内) ⑤小規模企業 ⑥小規模企業(福岡県内) ⑦独立行政法人 ⑧その他公益法人等 ⑨地方公共団体 ⑩外国政府機関 ⑪外国企業 ⑫国等機関 ⑬その他	<p>申請機関等区分: 中小企業基本法に基づく企業規模の区分け</p> <p>①・②「大企業」</p> <table border="1" data-bbox="694 336 1284 555"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>資本金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>3億円超</td> <td>300人超</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円超</td> <td>100人超</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円超</td> <td>100人超</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円超</td> <td>50人超</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の資本金及び従業員数の両方を満たせば対象となります。</p> <p>③・④「中小企業」</p> <table border="1" data-bbox="694 660 1284 880"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>資本金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の資本金又は従業員数のどちらか一方を満たせば対象となります。</p> <p>⑤・⑥「小規模企業」</p> <table border="1" data-bbox="694 985 1284 1160"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>商業 サービス業</td> <td>5人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑪外国企業</p> <p>外国企業とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法(平成17年法律第86号)の規定により日本で登記したものをいいます。なお、国内で設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国企業ではありません。</p>	業種分類	資本金	従業員	製造業その他	3億円超	300人超	卸売業	1億円超	100人超	サービス業	5千万円超	100人超	小売業	5千万円超	50人超	業種分類	資本金	従業員	製造業その他	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	業種分類	従業員	製造業その他	20人以下	商業 サービス業	5人以下
業種分類	資本金	従業員																																				
製造業その他	3億円超	300人超																																				
卸売業	1億円超	100人超																																				
サービス業	5千万円超	100人超																																				
小売業	5千万円超	50人超																																				
業種分類	資本金	従業員																																				
製造業その他	3億円以下	300人以下																																				
卸売業	1億円以下	100人以下																																				
サービス業	5千万円以下	100人以下																																				
小売業	5千万円以下	50人以下																																				
業種分類	従業員																																					
製造業その他	20人以下																																					
商業 サービス業	5人以下																																					
2. 業種別区分	①水産・農林業 ②鉱業 ③建設業 ④製造業 ⑤電気・ガス・水道業 ⑥運輸 ⑦情報通信業 ⑧卸売り・小売業 ⑨金融・保険業 ⑩医療・福祉 ⑪サービス業 ⑫その他	農業、林業、漁業 鉱業 総合工事業、職別工事業、設備工事業 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、その他の製造業 電気業、ガス業、熱供給業、水道業 運輸業 通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報製作業																																				

3. 題目:分野別区分

【参考】科学技術基本計画(平成13年3月30日閣議決定)—抜粋—

①ライフサイエンス分野

- ・ プロテオミクス、たんぱく質の立体構造や疾患・薬物反応性遺伝子の解明、それらを基礎とした新薬の開発とオーダーメイド医療や機能性食品の開発等の実現に向けたゲノム科学
- ・ 移植・再生医療の高度化のための細胞生物学
- ・ 研究開発成果を実用化する臨床医学・医療技術
- ・ 食料安全保障や豊かな食生活の確保に貢献するバイオテクノロジーや持続的な生産技術等の食料科学・技術
- ・ 脳機能の解明、脳の発達障害や老化の制御、神経関連疾患の克服、脳の原理を利用した情報処理・通信システム開発等の脳科学
- ・ 上記の技術革新を支えるとともに、膨大な遺伝子情報等を解析するための情報通信技術との融合によるバイオインフォマティクス 等

②情報通信分野

- ・ ネットワーク上であらゆる活動をストレスなく時間と場所を問わず安全に行うことのできるネットワーク高度化技術
- ・ 社会で流通する膨大な情報を高速に分析・処理し、蓄積し、検索できる高度コンピューティング技術
- ・ 利用者が複雑な操作やストレスを感じることなく、誰もが情報通信社会の恩恵を受けることができるヒューマンインターフェース技術
- ・ 上記を支える共通基盤となるデバイス技術、ソフトウェア技術 等

③環境分野

- ・ 資源の投入、廃棄物等の排出を極小化する生産システムの導入、自然循環機能や生物資源の活用等により、資源の有効利用と廃棄物等の発生抑制を行いつつ資源循環を図る循環型社会を実現する技術
- ・ 人の健康や生態系に有害な化学物質のリスクを極小化する技術及び評価・管理する技術
- ・ 人類の生存基盤や自然生態系にかかわる地球変動予測及びその成果を活用した社会経済等への影響評価、温室効果ガスの排出最小化・回収などの地球温暖化対策技術 等

④ナノテクノロジー・材料分野

- ・ 情報通信や医療等の基盤となる原子・分子サイズでの物質の構造及び形状の解明・制御や、表面、界面等の制御等の物質・材料技術
- ・ 省エネルギー・リサイクル・省資源に応える付加価値の高いエネルギー・環境用物質・材料技術
- ・ 安全な生活空間を保障するための安全空間創成材料技術 等

⑤エネルギー分野

- ・ 燃料電池、太陽光発電、バイオマス等の新エネルギー技術、省エネルギー・エネルギー利用高度化技術、核融合技術、次世代の革新的原子力技術、原子力安全技術 等

⑥製造技術分野

- ・ 高精度技術、精密部品加工技術、マイクロマシン等の高付加価値極限技術、環境負荷最小化技術、品質管理・製造現場安全確保技術、先進的ものづくり技術(特に情報通信技術・生物原理に立脚したものづくり革新に資する次世代技術)、医療・福祉機器技術 等

⑦社会基盤分野

- ・ 地震防災科学技術、非常時・防災通信技術等の防災・危機管理関連技術、ITS(高速道路交通システム)等の情報通信技術を利用した社会基盤技術 等

⑧フロンティア分野

- ・ 高度情報通信社会に貢献する宇宙開発、新たな有用資源の利用を目指した海洋開発

⑨その他

4. 外資系企業該当の有無	<p>外資系企業とは、国内に設立された会社のうち、申請書提出日の属する年度内に以下の条件①、②のいずれかに該当する企業を指します。</p> <p>① 外国投資家が、株式又は持分の3分の1超を所有している企業であって、外国側筆頭出資者の出資比率が10%以上である企業</p> <p>② 外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している国内法人が出資する企業であって、外国投資家の直接出資比率及び間接出資比率の合計が、当該企業の株式又は持分の3分の1超となり、かつ、外国側筆頭出資者の出資比率が10%以上である企業</p> <p>※ 外国投資家とは、本調査においては非居住者である個人、外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に本社を有する法人その他の団体をいいます。</p> <p>※ 直接出資比率とは、資本金又は出資金総額に占める外国投資家の株式又は持分の比率です。間接出資比率とは、外国投資家の国内法人への出資比率に国内法人からの当該企業への出資比率を乗じたものです。</p>
----------------------	--